

認定 NPO 法人ヒマラヤ保全協会定款

2000年 2月 7日制定

2002年 12月 20日改定

2012年 7月 8日改定

2015年 9月 17日改定

2016年 6月 19日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、認定 NPO 法人ヒマラヤ保全協会と称する。英文では、The Institute for Himalayan Conservation Japan と表示する。略称は IHC-JAPAN とする。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都新宿区におく。

(目的)

第3条 ヒマラヤ地域において、自然と文化が一体となった「風土」の独自性に基づいた地域の人々を主体とした開発を支援する。

2. 前項の精神に共感する人々が、主体的に参画することで、学び合い成長できる場を作り出し、豊かで公正な地球市民社会のあり方を探究し提案する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表「社会教育の推進を図る活動」「環境の保全を図る活動」「国際協力の活動」を行なう。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、以下の事業を行なう。

- ①海外開発協力事業
- ②環境・文化保全事業
- ③国際交流・理解促進事業
- ④広報・地球市民学習事業
- ⑤研究・提言事業
- ⑥ネットワーク事業
- ⑦その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は本会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した個人または団体とし、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(入会および会費)

第7条 会員は、毎年、定められた時期に会費を本会に納入しなければならない。本会への入会手続きは会費の納入により完了する。会費の額は別に総会で定める。

(会員の資格)

第8条 会員が以下の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 本人が退会の申し出をしたとき
- ② 死亡したとき、または会員である団体が解散したとき
- ③ 二年を越え、会費等を滞納したとき
- ④ 理事会の決議を経て退会させられたとき

(退会)

第9条 会員が以下の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを退会させることができる。

- ① 本会の定款または規則に違反したとき
 - ② 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により本会を退会させる場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費等その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 本会に以下の役員を置く。

- ① 理事 6名以上15名以内
 - ② 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を会長とする。

(選任等)

第12条 理事および監事は、総会において会員（団体の場合にあってはその代表者）の中から選任する。

理事および監事に立候補する者は以下の条件を満たさなければならない。

- ① 原則として、1年以上会員として本会に在籍していること
 - ② 理事会または、5名以上の会員の推薦を受けること
- ただし、在籍期間が1年未満の者が立候補する場合は、理事会の推薦を受けなければならない。
2. 理事は互選により、会長を選任する。
会長が職務を遂行できなくなった場合は、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
 3. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 4. 監事は、本会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第13条 会長は、本会を代表し、その業務執行を総理する。
2. 理事は理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 3. 監事は、以下に掲げる業務を行う。
 - ① 本会の財務の状況および理事の業務執行状況を監査すること
 - ② 前1号の規定による監査の結果、本会の業務または財務の状況に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
 - ③ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
 - ④ 理事の業務執行の状況または本会の財務の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員が補欠、増員のため、選任された場合の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
 3. 役員は、解任の場合を除き、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が以下の各号の一に該当するときは、総会において出席した会員数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。
- ① 諸般の事情により職務の執行に堪えないと認められるとき
 - ② 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第16条 役員は無報酬とする。

(顧問)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 3. 顧問は、本会の事業全般について会長の諮問に応える。
 4. 第14条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、本会の運営に関する以下の事項を議決する。

- ① 事業計画および収支予算の決定ならびにその変更
- ② 事業報告および収支決算
- ③ 役員を選任および解任
- ④ 年会費の額
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 解散
- ⑧ 解散した場合の残余財産の処分
- ⑨ その他、理事会が総会に付すべき事案として議決した事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年一回開催する。

2. 臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- ② 会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、招集の請求があったとき
- ③ 第13条第3項3号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、会員に対し会議の目的たる事項およびその内容、並びに日時および場所を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
3. 会長は前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、出席した会員の中から会長が指名する。

(定足数)

第24条 総会は、委任状によるものを含め、会員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任など)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、書面または他の会員を代理人として、表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を予め議長に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により表決権を行使する会員は、第24条および前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の日時および場所
 - ② 会員および役員の現在数
 - ③ 総会に出席した会員の数（委任者を含む）および役員の氏名
 - ④ 審議事項
 - ⑤ 議事の経過の概要と議決の結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、出席した会員の中から選出された議事録署名人2名以上が議長とともに記名捺印または署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会で議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織および運営に関する事項
- ④ その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき
- ② 理事の3分の1以上から、招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決など)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を予め議長に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第33条および前条の規定の適用について出席したとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時および場所
 - ② 理事の現在数
 - ③ 会議に出席した理事の数（委任者を含む）および理事並びに監事の氏名
 - ④ 審議事項
 - ⑤ 議事の経過の概要と議決の結果
2. 議事録には、その理事会で選任された議事録署名人2名以上が議長とともに記名捺印または署名しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置く。職員は、理事が兼務することができる。
3. 職員は会長が任免する。
4. 事務局の組織運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、以下に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品および助成金
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資産から生じる収入
- ⑤ その他の収入

(資産の種類)

第39条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(会計原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の種類)

第42条 本会の会計は、次のとおりとする。

- ・ 特定非営利活動に係る事業会計

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第44条 会長は、その事業年度の事業計画および収支予算に関する書類を作成し、監事の監査を経た後、理事会において3分の2以上の承認を得た上で、総会の議決を得なければならない。

2. 本会は、前項の総会の承認を得るまでの間は、第20条第1項の規定にかかわらず、前項の理事会が議決した事業計画案および収支予算案をもって事業を行なうものとする。

(事業報告および決算)

第45条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告および決算に関する書類を作成し、監事の監査を経た上で、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとする時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会の解散は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を事由として解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経て、選定された団体に譲渡するものとする。

ただし、この団体は、法第11条に掲げられた団体から選定することとする。

(合併)

第50条 本会が合併しようとするときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会)

第52条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会はその目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3. 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の事務所の前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

以上